

令和8年度

いじめ防止基本方針

相模原市立淵野辺小学校

令和8年4月

相模原市立淵野辺小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

自ら拓く 共に拓く

1. 自ら学ぶ子

2. チャレンジする子

3. 認め合える子

【家庭・地域との連携】

地域ふれあい活動
あいさつ運動
青少年相談員との懇談会
地区健全育成協議会
地域の見守り隊 等

【校内組織】

【淵野辺小学校いじめ防止対策委員会】
校長 副校長 児童支援専任教諭
支援教育コーディネーター 養護教諭
各学年の子供グループの教諭
青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー 等

【関係機関との連携】

青少年相談センター
児童相談所
中央区子育て支援センター
相模原警察署
教育委員会各課

【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
・校内研究の取り組み ・教材研究、公開授業の実施 ・互いに認め合える学級経営
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
・ふれあい交流 ・児童主体の学校、学年行事 ・委員会活動
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。理解にとどまることなく態度や行動に現れるようになることをめざす。
・特別の教科 道徳の授業 ・週3日の朝読書タイム ・学年学校行事や総合的な学習の時間等、各学年の体験を含めた取り組み ・いじめ防止強化月間の取り組み
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童・保護者に対しても周知徹底を図る。
・打ち合わせによる児童に関わる情報交換 ・保護者懇談会等での呼びかけ
・生活アンケートの実施 ・6年生対象の携帯電話教室の実施 ・職員対象の人権研修
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
・学警連の内容を職員に周知 ・コミュニティスクールの推進

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に気を配る。
・遅刻、欠席状況 ・休み時間の様子 ・学習への取り組み ・保護者との連携
- (2) 定期的なアンケート調査や面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
・生活アンケート(年2回)を実施し、アンケート後、児童全員に個別相談を実施
・教職員全体で組織的な対応
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
・児童、保護者が相談しやすい信頼関係の構築
・保護者とのふれあい面談の設定
・児童支援専任教諭、養護教諭による相談窓口の周知

【いじめへの対処】

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
・担任・学年・児童支援専任教諭・学校全体での児童指導
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
・淵野辺小学校いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応

※いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 行為をした者(A)を行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AとBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、次の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：淵野辺小学校いじめ防止対策委員会

○構成員：校長・副校長・児童支援専任教諭・各学年の子供グループ教諭
支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○委員会の取組内容

- 1 当該組織は、児童の問題行動などに係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのため定期的に打ち合わせを行うとともに、いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- 2 日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、校長を中心に一致協力体制を確立し、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- 3 いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぐ。

3 いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1)児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり・公開授業

②居場所づくり：互いを尊重し、認め合える学級づくり(雰囲気作り)

学級での話し合い活動の充実 担任との信頼関係の構築

(2)学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①絆づくり：ふれあい交流・学級学年・全校の行事

②児童会活動：代表委員会の話し合い・委員会活動・いじめ防止強化月間の取組

(3)学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

(4)いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議

で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①打ち合わせや子供グループ会議、経営会議で児童指導の情報交換を行う。

②学校朝会、学年集会・学級活動を通して、校長や児童指導担当教員からいじめ防止に関する講話を行う。

- ③保護者会、学級懇談会において、啓発を行う。
 - ④発達障害など児童の個々の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び支援が行えるよう、SCと連携し、情報交換や研修を実施する。
 - ⑤外国につながりがある児童等並びに性同一性障害等について、教職員への正しい理解を促進し、適切な対応が図られるよう周知する。
 - ⑥新型コロナウイルス感染症について、児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行うとともに、感染者への差別を生まないよう十分に配慮して指導を行う。
 - ⑦高学年対象に携帯電話教室を行うなど、インターネットやスマホを利用したいじめがあることを理解し、表面的・形式的な判断にならないように留意する。
 - ⑧いじめられていても、本人が否定する場合があることを踏まえ、児童等の表情及び、様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
- ①地域ふれあい活動
 - ②青少年相談員との懇談会
 - ③学校行事、地区健全育成協議会
 - ④コミュニティースクールの推進

4 いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に気を配る。
 - ①遅刻、欠席状況把握
 - ②休み時間や放課後の友人関係の様子
 - ③授業での取り組みの様子、個人面談、家庭訪問等による実態把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①生活アンケートの実施：年2回(学級学年の実態応じて回数増は可)
 - ②個人面談...生活アンケート後、全児童対象に適時行う
 - ③校内相談窓口の周知：担任の他、養護教諭、児童支援専任教諭
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ②保健室だより、児童支援専任だより、相談室だよりの発行
 - ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内巡回

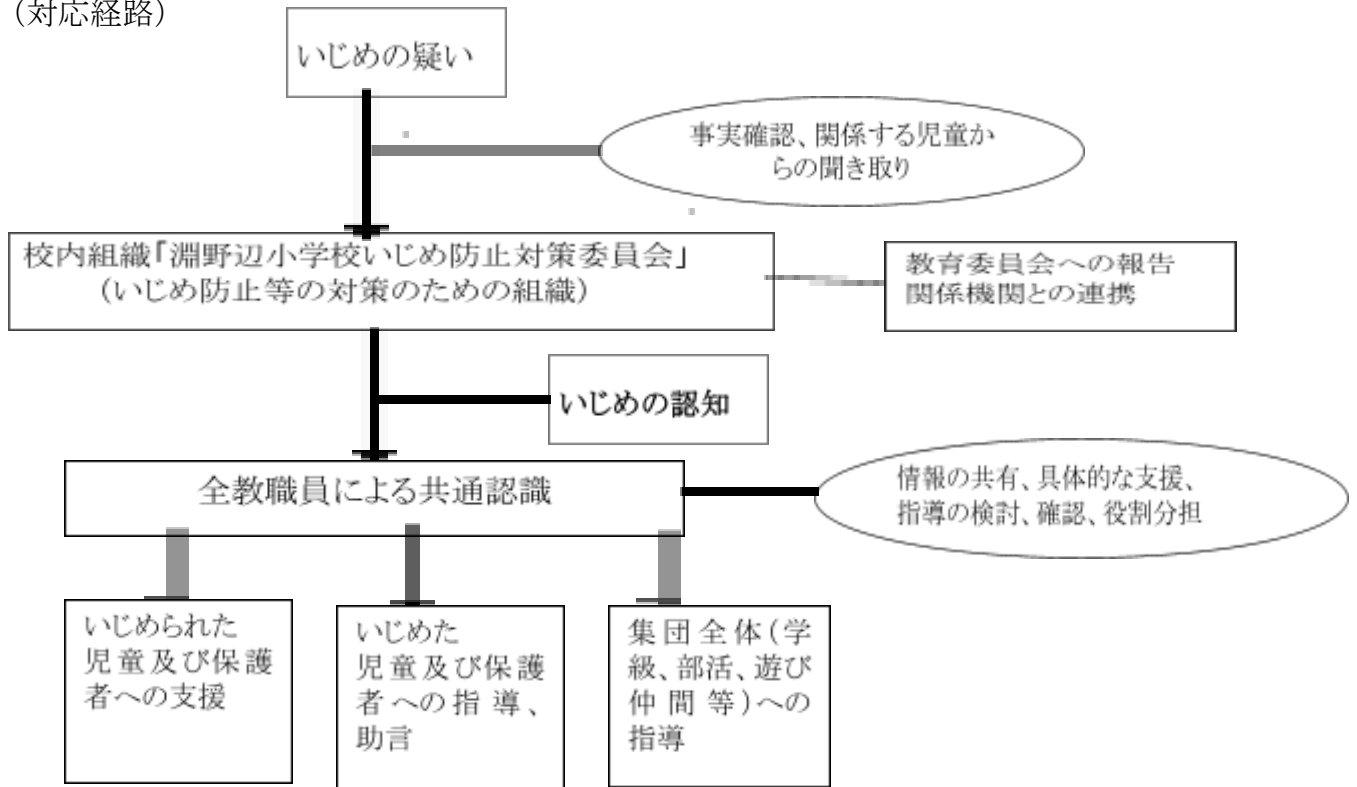
5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①校内の「淵野辺小学校いじめ防止対策委員会」(いじめの防止等の対策のための組織)に直ちに情報を共有する。
 - ②すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体(学級、部活、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
 - ④担任・学年・学校全体での段階を踏んだ児童指導の徹底。
 - ⑤教職員のいじめ認知への意識を高めることや、様々な状況におかれた児童等への組織的な支援のあり方について、理解を深めるために研修を行ったり、「いじめ対応マニュアル」の周知・徹底を図ったりする。

- (2)教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- 青少年教育カウンセラー
 - スクールソーシャルワーカー
 - 警察署、県警少年相談・保護センター
 - 青少年相談員
 - 児童相談所、各区子育て支援センター
 - 教育委員会各課

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問 紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。